

松山市北条ふるさと館等8施設

松山市北条ふるさと館	河野別府公園市民グラウンド
河野別府公園サブグラウンド	河野別府公園テニスコート
河野別府公園	北条公園体育施設（法橋運動広場）
北条公園（法橋運動広場）	松山市安岡避難地

指定管理者 募集要項

1

**松山市北条ふるさと館，河野別府公園市民グラウンド，河野別府公園サブグラウンド，
河野別府公園テニスコート，河野別府公園，北条公園体育施設（法橋運動広場），
北条公園（法橋運動広場），松山市安岡避難地 指定管理者募集要項**

松山市（以下「市」という。）では，松山市北条ふるさと館，河野別府公園市民グラウンド，河野別府公園サブグラウンド，河野別府公園テニスコート，河野別府公園，北条公園体育施設（法橋運動広場），北条公園（法橋運動広場），松山市安岡避難地（以下「ふるさと館等」という。）の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）を広く公募し，公正・公平かつ安定した管理業務，利用促進（収益性の向上）と住民サービスの向上及び経費の縮減について創意工夫のある提案を募集します。

1 施設の概要

（1）松山市北条ふるさと館

①施設	松山市北条ふるさと館
②所在地	松山市河野別府995番地
③施設規模等	地上3階 RC造 建築面積 1,561.63㎡ 延床面積 2,766.83㎡ 地上1階 1,386.87㎡ 地上2階 1,160.00㎡ 地上3階 219.96㎡ 駐車施設 49台（一般用と業務管理用） 駐輪施設 2箇所
④施設内容	1階：風除室，エントランスホール，案内コーナー，歴史民俗展示室，展示室，第1・2・3研修室，資料研究室，館長室，事務室，更衣室，湯沸室，工作室，収蔵室，喫茶室，トイレ（東：男1女1身障者1 西：男1女1），荷解室，くん蒸室，管理事務室（事務室・和室ほか），EVスペース，廊下・階段その他 2階：ロビー，展示室ホール，美術展示室，収蔵庫，大会議室，放送室，倉庫，空調機械室，控室，湯沸室，トイレ（男1女1身障者1），EVスペース，階段等 3階：展望室，EVスペース，階段等
⑤供用開始	平成7年4月1日

（2）河野別府公園市民グラウンド

①施設	市民グラウンド，夜間照明施設
②所在地	松山市河野別府921番地1
③構造規模等	78m×135m（真砂土グラウンド サッカー2面／軟式野球1面／ソフトボール2面／ラグビー2面）
④夜間照明	6基
⑤供用開始	平成元年4月1日

(3) 河野別府公園サブグラウンド

①施設	サブグラウンド
②所在地	松山市河野別府 9 2 1 番地 1
③構造規模等	6 5 m × 9 0 m (ソフトボール 2 面 / サッカー 1 面)
④夜間照明	なし
⑤供用開始	平成 6 年 4 月 1 日

(4) 河野別府公園テニスコート

①施設	テニスコート, 夜間照明施設
②所在地	松山市河野別府 9 2 1 番地 1
③構造規模等	3 8 m × 7 6 m + 2 1 m × 3 8 m (砂入り人工芝コート 5 面)
④夜間照明	2 6 基 (3 6 灯)
⑤供用開始	平成 2 年 4 月 1 日

(5) 河野別府公園

①施設	多目的広場, 市民の森, せせらぎの小川周辺, 図書館南側駐車場, ゲートボール場
②所在地	松山市河野別府, 中西外
③構造規模等	3 2, 6 7 2 m ² 東屋 R C 造 1 0. 8 0 m ² 便所 R C 造 4 1. 5 1 m ² 東屋 木 造 1 6. 0 0 m ² 便所 木 造 5 2. 6 3 m ² 東屋 木 造 9. 0 0 m ² 倉庫 木 造 5 4. 1 5 m ² 遊具等
④園内灯	あり
⑤供用開始	平成元年 4 月 1 日

(6) 北条公園体育施設 (法橋運動広場)

①施設	運動広場, 夜間照明施設
②所在地	松山市下難波甲 2 0 番地
③構造規模等	9 4 m × 9 0 m (軟式野球 1 面 / ソフトボール 2 面)
④夜間照明	6 基
⑤供用開始	昭和 5 2 年 9 月 2 9 日

(7) 北条公園（法橋運動広場）

①施設	広場，駐車場
②所在地	松山市下難波甲20番地
③構造規模等	便所 RC造 26.90㎡ シャワー室 CB造 17.06㎡ 遊具等
④夜間照明	あり
⑤供用開始	昭和53年3月31日

(8) 松山市安岡避難地

①施設	多目的グラウンド，照明設備
②所在地	松山市安岡甲64番地
③構造規模等	98m×113(94)m(ソフトボール・野球等) 78m×54m(クロッケーグラウンド等) 便所兼倉庫 木造 53.46㎡
④照明設備	夜間照明 6基 園内灯 3基
⑤供用開始	平成元年4月1日

2 申込資格等

(1) 申込資格

次の全ての要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 実在する団体であること。
- ② 文化施設又は、スポーツ施設の管理運営事業を1年以上国内で営業実績があり、松山市内に事務所を有する団体または指定管理者として指定以降施設管理開始時までに市内に事務所を有する団体であること。

(2) 複数の団体での共同申請

- ① 複数の団体での共同「以下「コンソーシアム」という。」により申請する場合は、代表の団体（申請者）を定めておくこと。（代表となる団体は、市内に事務所を置き、又は置こうとする団体に限る。）また、複数の団体で共同申請する場合は、代表者が上記申込資格を満たすこと。
- ② 提出期間終了後に、代表団体を変更し、若しくは構成団体の全部又は一部を変更すること（特定の構成団体を排除し、又は新たな団体を追加する場合を含む。）は、原則として認めません。
- ③ 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請することはできません。
- ④ コンソーシアムとして申請した構成団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請することはできません。

(3) 申込の制限

応募しようとする法人その他の団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条、第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ③ 松山市及び松山市公営企業局の入札参加資格停止又は入札参加資格制限の措置を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められる者。
- ⑤ 松山市税又は申請時の所在地税（法人市民税・法人事業所税等）、法人税、消費税並びに地方消費税を滞納している者。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過していない者。
- ⑦ 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者（以下「暴力団員等」という。）又はその役員のうちに暴力団員等のある者。
- ⑧ その従業員のうちに暴力団員等のある者。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者であること。
- ⑩ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている者。

3 募集要項等の配布、説明会等

(1) 募集要項等の配布

①配布期間	令和8年8月3日（月）から令和8年9月4日（金）まで（閉庁日を除く。）
②配布時間	午前8時30分から午後5時15分まで
③配布場所	松山市坂の上の雲まちづくり部文化・ことば課（松山市役所本館5階） ※松山市のホームページからもダウンロードできます。 【HPアドレス】 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/furusatokantou8.html ※郵送・FAX等による配布はしません。

(2) 説明会

①日 時	令和8年8月19日(水) 午後1時30分～午後4時30分(予定)
②場 所	松山市北条ふるさと館 1階 研修室
③内 容	ア 募集要項, 業務仕様書等の説明(募集要項等を持参してください。) イ 施設見学
④申込方法	令和8年8月13日(木)までに, 別紙「説明会参加申込書」を電子メールで送付してください。 ※会場の都合上, 1団体2名までの参加とします。 ※電子メールタイトルは「【説明会申込】指定管理(北条ふるさと館等)」に統一してください。
⑤申 込 先	松山市坂の上の雲まちづくり部文化・ことば課 E-mail: bunkakotoba@city.matsuyama.ehime.jp 電話: 089-948-6952

(3) 募集に関する質問

①受付期間	令和8年8月3日(月)から令和8年8月27日(木)まで
②質問方法	別紙「質問票」を電子メールで送付してください。 ※電子メールは, タイトルを「【質問】指定管理(北条ふるさと館等)」に統一してください。 ※原則として電話等を含め, 口頭による質問の受付や回答はしません。
③回答方法	質問とそれに対する回答は, 随時ホームページに掲載するとともに, 説明会や電子メールにより回答します。
④質 問 先	松山市坂の上の雲まちづくり部文化・ことば課 E-mail: bunkakotoba@city.matsuyama.ehime.jp

4 申込期間及び提出書類の内容

(1) 申込期間等

①申込期間	令和8年8月17日(月)から令和8年9月11日(金)まで(閉庁日を除く。)
②受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
③申込方法	(2)の提出書類を申込先まで 必ず持参 してください。
④申 込 先	松山市坂の上の雲まちづくり部文化・ことば課(松山市役所本館5階)
⑤備 考	申込みを希望する団体等は, 本申請に先立ち, 別紙「参加意思表明書」を電子メールで令和8年9月4日(金)午後5時15分までに提出してください (参加意思表明書を提出した団体等は, 特段の事情がない限り, 申込書を提出していただくことになります)。 ※電子メールは, タイトルを「【参加意思表明】指定管理(北条ふるさと館等)」に統一し, bunkakotoba@city.matsuyama.ehime.jp に送付してください。

(2) 提出書類の内容

提出書類	提出部数
申請書（様式第 1 号）※実印を押印すること。 コンソーシアムで申請する場合は、共同事業体結成届出書（様式第 1 号の 2）も必要です。	1 部
事業計画書（様式第 2 号）	7 部
収支計画書（様式第 3 号）	7 部
団体概要書（様式第 4 号）	7 部
誓約書（様式第 5 号）	7 部
直近 3 事業年度分の財務書類（貸借対照表、損益計算書等）	7 部
定款・寄付行為又はこれらに類する書類	7 部
役員名簿	7 部
印鑑登録証明書 （申請日において発行後 3 ヶ月を超えないもの）	1 部（原本）
登記事項証明書又はこれに類する書類 （申請日において発行後 3 ヶ月を超えないもの）	1 部（原本）
完納証明書又は納税証明書（市町村税） （申請日において発行後 3 ヶ月を超えないもの）	1 部（原本）
法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人の場合「その 3 の 3」） （申請日において発行後 3 ヶ月を超えないもの）	1 部（原本）

※用紙の大きさは日本工業規格 A 4 を原則とします。

(3) 申込に係る留意事項

- ① 募集要項等を十分に確認の上、申込してください。
- ② 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合、失格とします。
- ③ 提出書類に虚偽の記載等があった場合には、失格とします。
- ④ 原則として申込期間終了後の提出書類の変更及び追加は認めません。ただし、市から必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ⑤ 申込に係る費用は、全て申込者の負担とします。

(4) 提出書類の取り扱い

① 著作権

申込者から提出された提出書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、指定管理者に選定された業者の提出書類については、市が指定管理者制度導入によるふるさと館等の管理業務内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用することができるものとします。

② 特許権等

申込にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申込者が負うものとします。

③ 返却

指定されなかった申込者の提出書類は、指定管理者の指定議決後、返却の申出があれば、1部返却します。

④ 情報の公開

申込者の提出書類については、松山市情報公開条例に基づく公開の対象となるものとします。

(5) 結果の通知

① 選定結果は、申請団体全てに文書で通知するとともにホームページ等で公表します。

② 選定結果の公表の際は、候補者以外の団体名と評価結果が結びつかないよう配慮します。ただし、参加団体数が2者のみの場合はこの限りではありません。

(6) 協定の締結

① 選定審議会による選定結果を踏まえ指定管理者の候補者を決定します。その後、市議会の議決後、当該団体を指定管理者に決定します。

② 市と指定管理者は、業務を行う上で必要となる詳細事項について協議を行い、協定書を締結します。

③ 候補者が辞退した場合、又は交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、市は次点候補者と協議等を行います。

5 選定の基準

(1) 選定方法

松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき設置された指定管理者選定審議会において、選定の基準に基づいて審査を行います。(応募者の面接審査を実施いたしますが、日時・場所等詳細につきましては後日お知らせします。)

(2) 選定基準

提出書類について、下記の選定の基準により採点評価します。

【松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（第4条抜粋）】

(選定方法及び選定基準)	
第4条 市長は、申込期間内に前条の申込みをした団体(以下「申込者」という。)があったときは、申込資格を有する申込者のうちから、次の選定の基準に照らし、施設の管理を行うことについて最も適当と認める団体を、指定管理者の候補者として選定するものとする。	
(1) 市民の平等な利用が確保されること。	
(2) 前条第2号の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	
(3) 前条第2号の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	
(4) 前条第3号の収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	

区分	条例規定	主な内容
Point 1 平等な利用及び安全の確保	第1号関係	・安全の確保を含む、現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。
Point2 管理経費の縮減 ※人件費とその他の管理経費に区分	第3号関係 第4号関係	・上限額以下となっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 ・配置人員数・内訳、勤務体制（平常時・緊急時別）等は適正か。 ・配置人員の採用方針、指導育成に対する考え方はどうか。 ・配置人員の給与その他の勤務条件は適正か。
Point3 利用促進 (収益性の向上)	第2号関係	・現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。
Point4 サービスの維持・向上	第2号関係	・現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・現状の課題を十分に把握し・分析し、改善へ向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 【具体例】 利用者ニーズの把握・クレーム対応への考え方、機器の故障や事故等緊急時対応策、防犯対策、衛生管理、安全管理等
Point 5 経営規模及び能力	第3号関係	・指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。（見込みを含む。） ・業務遂行上で必要となる専門性等を有しているか。
Point 6 公共性・公益性	第5号関係	・公益性に富み、市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。（見込みを含む。） ・環境保護、高齢者や障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取り組みがなされているか。 ・地元中小事業者への配慮がなされているか。

6 管理の基準

松山市北条ふるさと館条例，松山市体育施設条例，松山市都市公園条例，松山市安岡避難地条例及び関係法令・例規の定めるところに従い，適正に施設の管理を行わなければなりません。

(1) 開館時間等

① 松山市北条ふるさと館

開館時間	午前9時から午後9時まで（歴史民俗資料展示室及び美術品等展示室については，午前9時から午後5時まで）
休館日	・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。） ・休日の翌日（日曜日に当たる日を除く。） ・12月29日から翌年1月3日まで

② 河野別府公園市民グラウンド・サブグラウンド・テニスコート，北条公園体育施設（法橋運動広場），松山市安岡避難地

使用時間	午前6時から午後9時まで
休場日	12月29日から翌年1月3日まで
その他	利用予約・受付等は，北条ふるさと館の開館時間（休館日の場合は午前9時から午後9時）まで

(2) 料金体系等

① 松山市北条ふるさと館

ア 会議室等使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1研修室	930円	1,410円	1,500円	3,610円
第2研修室	930円	1,410円	1,500円	3,610円
第3研修室	930円	1,410円	1,500円	3,610円
展 示 室	1,410円	2,040円	2,130円	4,930円
大会議室	5,500円	8,020円	7,920円	18,450円
加 算 金 等	・午前から午後又は午後から夜間へ引き続き使用する場合の使用料は，それぞれの基本使用料の合計額とする。 ・冷暖房の使用料は，その室の基本使用料の70パーセントの額（10円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。）を徴収する。 ・本市に住所を有する者以外の者が使用する場合の使用料は，基本使用料の100パーセントの額を加算する。 ・土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の使用料は，基本使用料の20パーセントの額（10円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。）を加算する。			

イ 特別利用料

利用区分	単位	金 額
熟 覧	1 件	1 5 0 円
模 写	1 枚	5 0 円
写真撮影	1 回	1 5 0 円（学術研究用） 1, 5 9 0 円（学術研究用以外）
写真貸出し	1 点	1 5 0 円（学術研究用） 1, 5 9 0 円（学術研究用以外）
資料（写真を除く。）貸出し	1 点	市長が定める額

ウ 歴史民俗展示室及び美術品等展示室の観覧料

無 料

エ 喫茶室の使用及び使用料

喫茶室の使用及び使用料

地方自治法第238条の4第7項及び松山市行政財産の使用料徴収条例の規定に基づく。

② 河野別府公園市民グラウンド・サブグラウンド・テニスコート

ア 河野別府公園使用料

区 分	単 位	使 用 料	
		一 般	児童・生徒
市民グラウンド	全面・2時間までごとにつき	1, 3 2 0 円	6 6 0 円
市民グラウンド夜間照明施設	全面・30分までごとにつき	9 2 0 円	9 2 0 円
テニスコート	1面・2時間までごとにつき	6 7 0 円	3 2 0 円
テニスコート夜間照明施設	1面・2時間までごとにつき	1, 0 6 0 円	1, 0 6 0 円
サブグラウンド	全面・2時間までごとにつき	6 6 0 円	3 2 0 円
備 考 ・「児童・生徒」とは、幼稚園児、小学校児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに相当する者をいう。 ・一般と児童・生徒が混合する団体については、一般の使用料の規定を適用する。			

③ 北条公園体育施設（法橋運動広場）

法橋運動広場使用料

区 分	単 位	使 用 料	
		一 般	児童・生徒
運動広場	半面・2時間までごとにつき	6 6 0 円	3 2 0 円
運動広場夜間照明施設	半面・30分までごとにつき	5 3 0 円	5 3 0 円
備 考			

- ・「児童・生徒」とは、幼稚園児、小学校児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに相当する者をいう。
- ・一般又は学生が混合する団体については、一般の使用料の規定を適用する。

④ 河野別府公園・北条公園（法橋運動広場）

公園占用・行為許可に伴う使用料

法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者	仮設の駐車場に係る占用		100平方メートル 1日につき 510円
	その他法第6条第1項又は第3項の許可に係る占用		100平方メートル 1日につき 510円
第4条第1項又は第2項の許可を受けた者	業として行う写真の撮影	常時	1月につき 1,030円
		臨時	1日につき 100円
	業として行う映画の撮影		1時間につき 1,540円
	その他第4条第1項又は第2項の許可に係る行為		100平方メートル 1日につき 510円

⑤ 松山市安岡避難地

安岡避難地使用料

区 分	単 位	使 用 料	
		一 般	学 生
多目的グラウンド	2時間までごとにつき	6 6 0 円	3 2 0 円
照明設備	3 0 分までごとにつき	6 6 0 円	
備 考：「学生」とは、小学生，中学生，高校生その他これらに準じる者をいう。			

（３）業務委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、事前に市の承諾を受けた場合に、管理業務の一部を第三者に委託することができます。使用料等の徴収・収納業務については、地方自治法施行令及び松山市財務会計規則等の規程に基づいて行っていますが、当該業務は第三者へ委託することはできません。

（４）法令等の遵守

管理運営業務の遂行にあたっては、次に掲げる主な関係法令等を遵守することとします。

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・最低賃金法（昭和34年法律第139号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）

- ・松山市行政手続条例（平成８年松山市条例第３４号）
- ・松山市情報公開条例（平成１２年松山市条例第６１号）
- ・松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成１７年条例第１号）
- ・松山市北条ふるさと館条例（平成１６年松山市条例第５２号）
- ・松山市北条ふるさと館条例施行規則（平成２０年規則第３５号）
- ・松山市体育施設条例（平成１６年松山市条例第５７号）
- ・松山市体育施設条例施行規則（平成２０年規則第３０号）
- ・松山市都市公園条例（昭和３７年松山市条例第４０号）
- ・松山市都市公園条例施行規則（昭和３７年規則第６７号）
- ・松山市安岡避難地条例（平成１６年松山市条例第６１号）
- ・松山市安岡避難地条例施行規則（平成１６年規則第１１２号）
- ・松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成１７年松山市条例第１号）

※本協定期間中に、これらの関係法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づき業務を行うこと。

（５）個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の主旨に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、漏洩、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。（懲役などの罰則の対象者となります。）

（６）情報公開

指定管理者は、松山市情報公開条例の趣旨に則って、施設の管理に関する情報の公開を行うにあたり、必要な措置を講じることとします。

（７）文書等の管理・保存

- ① 指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存することとします。
また、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととします。
- ② 出納関連の事務について監査を行うために必要がある場合には、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

（８）守秘義務

指定管理者は、業務の執行に当たっては、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、指定期間終了後も、同様とします。

（９）環境・節水への配慮

指定管理者は、廃棄物の適正処理・発生抑制、リサイクルの推進、エネルギーの効率的利用等、環境への配慮及び節水への配慮を行ってください。

（１０）備品等帰属

指定管理者が管理運営業務の経費により取得した物品については、市と指定管理者の協議のうえ、施設の継続的な維持管理に必要なものは市に寄附するものとします。

また、松山市北条ふるさと館等への寄贈を受けた財産等はすべて市に帰属するものとします。なお、取得・拾得物等についても、市の基準に基づき処理するものとします。

(11) 事業報告書等の提出

- ① 指定管理者は、次の事項を記載した事業報告書（月次）及び使用料調定簿を作成し、市長が定める期日までに、市に提出します。書式等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
 - ア 当該施設等の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - イ 当該施設等に係る使用料等の収入の実績に関する事項
 - ウ 当該施設等に係る電気、ガス、水道の利用料に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- ② 指定管理者は、次の事項を記載した事業報告書（四半期）を作成し、市長が定める期日までに、市に提出します。書式等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
 - ア ふるさと館等の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - イ ふるさと館等に係る使用料等の収入の実績に関する事項
 - ウ ふるさと館等の管理業務に係る経理の状況に関する事項
 - エ 利用者ニーズの報告に関する事項
 - オ その他市長が必要と認める事項
- ③ 指定管理者は、次の事項を記載した事業報告書（年次）を作成し、市長が定める期日までに、市に提出します。ただし、必要があれば、市の求めに応じ速やかに提出します。書式等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
 - ア 入館者数、施設見学者数、常設展示観覧者数、企画展示観覧者数
 - イ 講座開講状況（回数、人数、参加料等）
 - ウ 有料施設利用状況（施設別・月別の回数、人数、使用料等）
 - エ クレーム対応状況（クレーム内容、処理等）
 - オ 体育施設の管理に関する作業記録
 - カ 利用者アンケートの結果報告
- ④ 指定管理者は、上記の他市長が必要と認める事項については、その都度市の求めに応じて速やかに報告書を提出します。書式等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
- ⑤ 指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。なお、実施時期や項目については、市と協議の上、定めるものとします。
- ⑥ 指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用者実績の分析により、管理実績の評価を行い、市に提出します。なお、実施時期や項目及び書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
- ⑦ 事業報告書の検査により、指定管理者が事業の基準を満たしていないことが明らかな場合には、市は指定管理者に対して必要な指示を行います。

(12) 指定管理者の明示

指定管理者が管理する市の施設については、これを利用者に明示するため、当該施設内や案内パンフレット等に、設置者である松山市の名称とともに指定管理者の名称及び連絡先を表示することとします。ただし、指定管理者や指定管理者の関連施設等の広告となるような表示にしないようにしてください。

(13) 管理業務に対する保険への加入等

指定管理者としての注意義務を怠ったこと等により、利用者や第三者へ損害を与えた場合への備えとして、管理業務に対する保険に加入し、保険料を負担していただきます。

7 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) ふるさと館等の施設運営に関する業務
- (2) ふるさと館等の維持管理に関する業務
- (3) ふるさと館等の使用受付に関する業務

- (4) その他、市長が必要と認める業務

※なお、詳細な業務の範囲については、別紙『管理業務仕様書』をご覧ください。

8 管理の費用

- (1) 徴収した使用料等は、市の収入として取り扱います。指定管理者には、施設の管理経費を予算の範囲内で委託料として支払います。

※自主事業については、この限りではない。

- (2) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。支払時期や額、方法は協定で定めます。

- (3) 指定管理業務を市の示す水準を下回ることなく確実に実施する中で、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則、精算による返還は求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合の補填は行いません。

- (4) 指定管理業務に係る経費は、団体自体の既存口座とは別の口座（本市指定管理業務専用口座）で管理してください。

- (5) 市または指定管理者は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知を以て指定管理料の変更を申し出ることができるものとします。市または指定管理者は、申し出を受けた場合は、協議に応じなければならないものとし、変更の可否や変更金額等については、協議により決定するものとします。

9 租税公課について

従業員が100人以上の場合は、事業所税（従業者割）が課税となる場合があります。詳しくは松山市理財部市民税課 事業所税担当（TEL：089-948-6301）までお問い合わせください。

10 指定管理料の上限

管理経費の上限額は、5年間の総額で以下のとおりとします。

金、301,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

11 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、指定管理者が市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

12 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担は、次のとおりです。

項目	内容	松山市	指定管理者
	7に掲げる業務		○
条例等の改正	使用料等、使用料等減免、供用時間変更等	○	
税制の変動	税制の変更に伴う経費の増	○	
災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	(指示)	○
災害復旧	本格復旧	○	
施設の大規模改修、修繕	耐震補強工事、躯体維持に係る工事など	○	
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、やむを得ず、施設の維持、サービスの提供を継続できなくなった場合における維持管理経費の増額及び収入減	○	
天災等の不可抗力	天災時（暴風雨、洪水・高潮、地震、火災、その他の自然的事象）により、指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	
苦情対応	受託した業務に係る苦情対応		○

【お問合せ先】

松山市坂の上の雲まちづくり部文化・ことば課

文化拠点担当(田中・河野)

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL : (089) 948-6952 FAX : (089) 934-1913

E-mail : bunkakotoba@city.matsuyama.ehime.jp